

バーゼルⅢ 第3の柱(単体における事業年度の開示事項)

バーゼルⅢについて

金融機関の健全性について国際的な規制(バーゼルⅠ)が適用されていましたが、平成19年3月期から、より実態に合わせた内容に見直されたバーゼルⅡに移行しました。しかしながら平成19年夏以降の世界的な金融危機を契機として再度見直しが行われ、平成26年3月期より新しい自己資本比率規制(バーゼルⅢ)が適用されました。次の資料は、このバーゼルⅢに基づき自己資本比率の算定結果や金利リスクの状況等について詳細な情報について掲載しております。

■自己資本の構成に関する事項(バーゼルⅢによる開示)

(単位:百万円)

項目	平成26年度	経過措置による不算入額	平成27年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,538		23,252	
うち、出資金及び資本剰余金の額	482		482	
うち、利益剰余金の額	21,094		22,808	
うち、外部流出予定額(△)	△38		△38	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	382		336	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	382		—	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,921		23,589	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	0	—	0
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	0	—	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0		0	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	21,921		23,589	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	129,327		135,764	
資産(オン・バランス)項目	129,209		135,636	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		△4,800	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等の向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		△4,800	
オフ・バランス取引等項目	65		70	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	47		57	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	4		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	8,413		8,403	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	137,741		144,167	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.91%		16.36%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	129,327	5,173	135,764	5,430
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	129,275	5,171	135,764	5,430
(i)ソブリン向け	357	14	604	24
(ii)金融機関向け	19,025	761	15,246	609
(iii)法人等向け	51,611	2,064	48,235	1,929
(iv)中小企業等・個人向け	34,346	1,373	38,051	1,522
(v)抵当権付住宅ローン	1,154	46	1,063	42
(vi)不動産取得等事業向け	12,429	497	13,855	554
(vii)3か月以上延滞等	1,050	42	948	37
(viii)その他	9,299	371	17,702	708
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付けとする資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	47	1	57	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	4	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	8,413	336	8,403	336
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	137,741	5,509	144,167	5,766

- (注)1. 所要自己資本の額=信用リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を使用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定手法>
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本比率規制とは、自己資本を資産に対して一定の比率以上に保つよう導入された国際統一規制。BISを事務局とするバーゼル銀行監督委員会で合意したことからBIS規制ともよばれる。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。尚、収支計画については、貸出計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

バーゼルⅢ 第3の柱(単体における事業年度の開示事項)

■信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	26年度		27年度		26年度		27年度		3か月以上延滞 エクスポージャー	
エクスポージャー区分			貸出金、コミットメント及びその 他のデリバティブ以外のオ フ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
国内	237,612	243,557	126,759	131,685	40,501	51,035	68	195	3,207	2,977
国外	10,787	13,648	—	—	10,787	—	—	—	—	—
地域別合計	248,399	257,206	126,759	131,685	51,288	51,035	68	195	3,207	2,977
製造業	15,930	15,838	8,789	9,570	6,908	5,507	—	—	262	246
農業、林業	206	187	206	187	—	—	—	—	17	11
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	171	213	16	13	—	200	—	—	—	—
建設業	10,529	12,655	9,454	9,619	1,007	3,036	—	—	101	86
電気・ガス・熱供給・水道業	2,073	2,876	368	373	1,705	2,503	—	—	—	—
情報通信業	822	1,013	308	296	499	701	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,850	5,042	1,933	1,657	2,663	2,960	—	—	119	95
卸売業、小売業	14,368	14,059	11,775	10,566	2,302	3,201	—	—	1,028	1,010
金融・保険業	76,580	70,606	7,249	7,096	14,178	10,673	68	195	—	—
不動産業	31,451	33,394	27,924	28,440	1,200	2,015	—	—	698	685
物品賃貸業	148	1,038	148	133	—	900	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	805	750	805	750	—	—	—	—	9	9
宿泊業	239	204	239	204	—	—	—	—	123	91
飲食業	1,645	1,637	1,645	1,637	—	—	—	—	116	81
生活関連サービス業、娯楽業	1,444	1,331	1,444	1,331	—	—	—	—	18	7
教育、学習支援業	107	98	107	98	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,647	3,092	2,647	3,092	—	—	—	—	65	59
その他のサービス	8,608	8,102	8,608	8,102	0	—	—	—	105	84
国・地方公共団体等	26,054	27,196	2,970	3,654	20,824	19,334	—	—	—	—
個人	40,114	44,857	40,114	44,857	—	—	—	—	541	507
その他	9,597	13,007	—	0	—	—	—	—	—	—
業種別合計	248,399	257,206	126,759	131,685	51,288	51,035	68	195	3,207	2,977
1年以下	54,160	41,387	18,143	18,581	4,535	4,189	68	195	—	—
1年超3年以下	31,935	34,968	20,411	22,238	8,066	8,107	—	—	—	—
3年超5年以下	29,121	38,426	17,666	17,075	8,751	7,867	—	—	—	—
5年超7年以下	30,233	19,964	12,600	12,752	6,164	6,521	—	—	—	—
7年超10年以下	23,967	28,101	12,658	12,614	8,342	11,017	—	—	—	—
10年超	57,475	68,311	36,180	38,851	15,429	13,331	—	—	—	—
期間の定めのないもの	21,505	26,046	9,099	9,572	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	248,399	257,206	126,759	131,685	51,288	51,035	68	195	—	—

- (注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3.上記「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良保証、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、57ページの「貸倒引当金の内訳」を参照下さい。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
製造業	218	180	180	175	5	—	213	180	180	175	—	—
農業、林業	3	3	3	—	—	—	3	3	3	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	157	174	174	151	34	11	123	163	174	151	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	30	35	35	36	—	—	30	35	35	36	—	—
卸売業、小売業	1,104	1,105	1,105	1,050	37	9	1,066	1,096	1,105	1,050	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	680	519	519	453	28	—	651	519	519	453	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	401	411	411	404	—	—	401	411	411	404	—	—
宿泊業	78	81	81	67	—	7	78	73	81	67	—	—
飲食業	158	142	142	106	—	31	158	111	142	106	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	6	3	3	4	—	—	6	3	3	4	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	69	63	63	60	—	—	69	63	63	60	—	—
その他のサービス	59	71	71	46	—	27	59	44	71	46	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	396	378	378	391	17	4	379	373	378	391	—	—
合計	3,364	3,173	3,173	2,950	122	91	3,241	3,081	3,173	2,950	—	—

- (注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2.業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	34,685	—	33,057
10%	2,163	14,458	—	15,704
20%	1,362	59,032	2,542	60,280
35%	—	3,299	—	3,037
50%	14,087	2,248	16,355	2,255
75%	—	42,435	—	48,230
100%	6,309	65,290	7,740	66,198
150%	100	2,386	700	419
250%	—	540	200	483
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	248,399	257,206	—	—

- (注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連のエクスポージャーは含まれておりません。

リスク・ウェイトの判定に
使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。
 なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

パーゼルⅢ 第3の柱(単体における事業年度の開示事項)

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,330	1,383	20,364	19,115	—	—
①ソブリン向け	—	—	2,624	3,058	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	—	—	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	1,328	1,382	17,427	15,754	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	2	1	284	286	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	—	—	28	15	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規程」や「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ福岡県信用保証協会、金融エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により、信用度を判定するしんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資業務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。尚、信用リスク削減手法の運用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額		0		0
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額		0		0

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
①派生商品取引合計	68	221	68	221
(i)外国為替関連取引	33	187	33	187
(ii)金利関連取引	24	23	24	23
(iii)株式関連取引	9	10	9	10
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	68	221	68	221

(注)1.グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
2.上記の金額は金庫で保有する投資信託(ファンド)に組み込まれている派生商品取引の残高です。

■証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っていません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

■出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,435	2,435	3,954	3,954
非上場株式等で時価のあるもの	—	—	142	142
非上場株式等で時価のないもの	724	—	1,074	—
合計	3,159	2,435	5,171	4,096

(注)投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当分は、上場株式に計上しております。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
売却益	287	504
売却損	—	—
償却	—	—

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	2,378	2,426

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	203	287

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー
または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び30%以上下落した場合は資金担当役員が、常務会に報告しております。一方、非上場株式、政策投資株式、その他の出資金については、常務会など、経営陣の決定に基づき適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

バーゼルⅢ 第3の柱(単体における事業年度の開示事項)

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区 分	運用勘定		区 分	調達勘定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	26年度	27年度		26年度	27年度
貸出金	915	947	定期性預金	116	84
有価証券等	530	534	要求払預金	122	112
預け金	299	255	その他	—	—
コールローン等	—	—	調達勘定合計	238	196
その他	—	—			
運用勘定合計	1,744	1,736			
銀行勘定の金利リスク	1,506	1,540			

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99%マイル金利(実際の日本の過去の金利変動(観測期間5年)を元に算出された金利変動幅)として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク(1,540百万円) = 運用勘定の金利リスク量(1,736百万円) + 調達勘定の金利リスク量(△196百万円)

銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響をさしますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響を経営陣へ報告を行うとともに、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「ギャップ分析手法」…保有する資産・負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産・負債のギャップ(どちらがどれだけ上回っているか)を把握し金利改定スケジュールによる金利シナリオを設定して、当期利益の変化を分析して、リスクを把握する方法。

・コア預金

対象:流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)

○算定方法:過去5年間の最低残高

○過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高

○現残高の50%相当額

以上3つの最小の額を上限とします。

満期5年以内(平均2.5年)

・金利感応資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

99パーセンタイルまたは1パーセンタイル値

・リスク計測の頻度

四半期

用語説明

用語	解説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクその他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。 リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値+8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
コア資本	金融機関の経営の安定度を測る指標の一つ。会員から受け入れた出資金と、内部留保の合計であり、返済の必要がない資本を指す。新たなBIS規制(バーゼルⅢ)に盛り込まれ、2014年3月期から適用される。従来は、資本を「基本的項目」や「補完的項目」などに分類していたが、最も安定度が高い資本を新たにコア資本とし、一定基準を上回るよう国際金融機関に求める。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
ALM	ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
派生商品取引(デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定める。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。